

議案第22号

町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2020年9月16日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

### 2 改正内容

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の別表の項番号を引用している部分を改正後の別表の項番号に改めます。(第2条及び第3条関係)

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会の事務に係る個人番号及び特定個人情報の利用等に関する規則(平成31年3月町田市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務) 第2条 条例別表 <u>第1の7の項</u> の教育委員会規則で定める事務は、町田市就学援助費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第3条 条例別表 <u>第1の8の項</u> の教育委員会規則で定める事務は、町田市就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	(条例別表第1の教育委員会規則で定める事務) 第2条 条例別表 <u>第1の8の項</u> の教育委員会規則で定める事務は、町田市就学援助費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 第3条 条例別表 <u>第1の9の項</u> の教育委員会規則で定める事務は、町田市就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。